東成区役所２階執務室トコジラミ駆除業務委託仕様書

１ 名称

東成区役所２階執務室トコジラミ駆除業務委託

２ 場所

大阪府大阪市東成区大今里西２丁目８番４号　東成区役所２階執務室内

３ 目的

本業務は、大阪市東成区役所２階執務室内にて発生しているトコジラミの駆除を行う。

４ 実施期間

契約日～令和９年２月 28 日（日）

５ 業務内容

（１） 使用薬剤

薬剤は、サフロチンＭＣを使用すること。

（２）処理方法

上記薬品を残留噴霧すること。

（３）処理方法

閉庁日に１回実施すること。

※詳細な作業日程は契約後、発注者との協議により決定する。

６ 執行上の注意

（１）事前に十分な打合せを行い、施設管理上支障のないように行うこと。

（２）業務内容等必要事項を記載した作業報告書を提出すること。

（３）安全性を念頭に関係法規に従い、来庁者等の安全に配慮し誠実に実施すること。

（４）業務中の受注者の責により生じた損害の補償は、受注者が負担する。

（５）本業務の履行に必要な直接物品等は全て受注者にて準備すること。

（６）本仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。

（７）契約後、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は発注者と受注者の協議による。

（８）契約後における仕様書の疑義については、発注者の解釈によるものとする。

7 作業場所

別紙のとおり（2m×9m の範囲で噴霧を行うこと。）

8　再委託の制限

（1）本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 仕様書「5　業務内容」に規定する業務

（2）受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

（3）受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

（4）地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

（5）受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

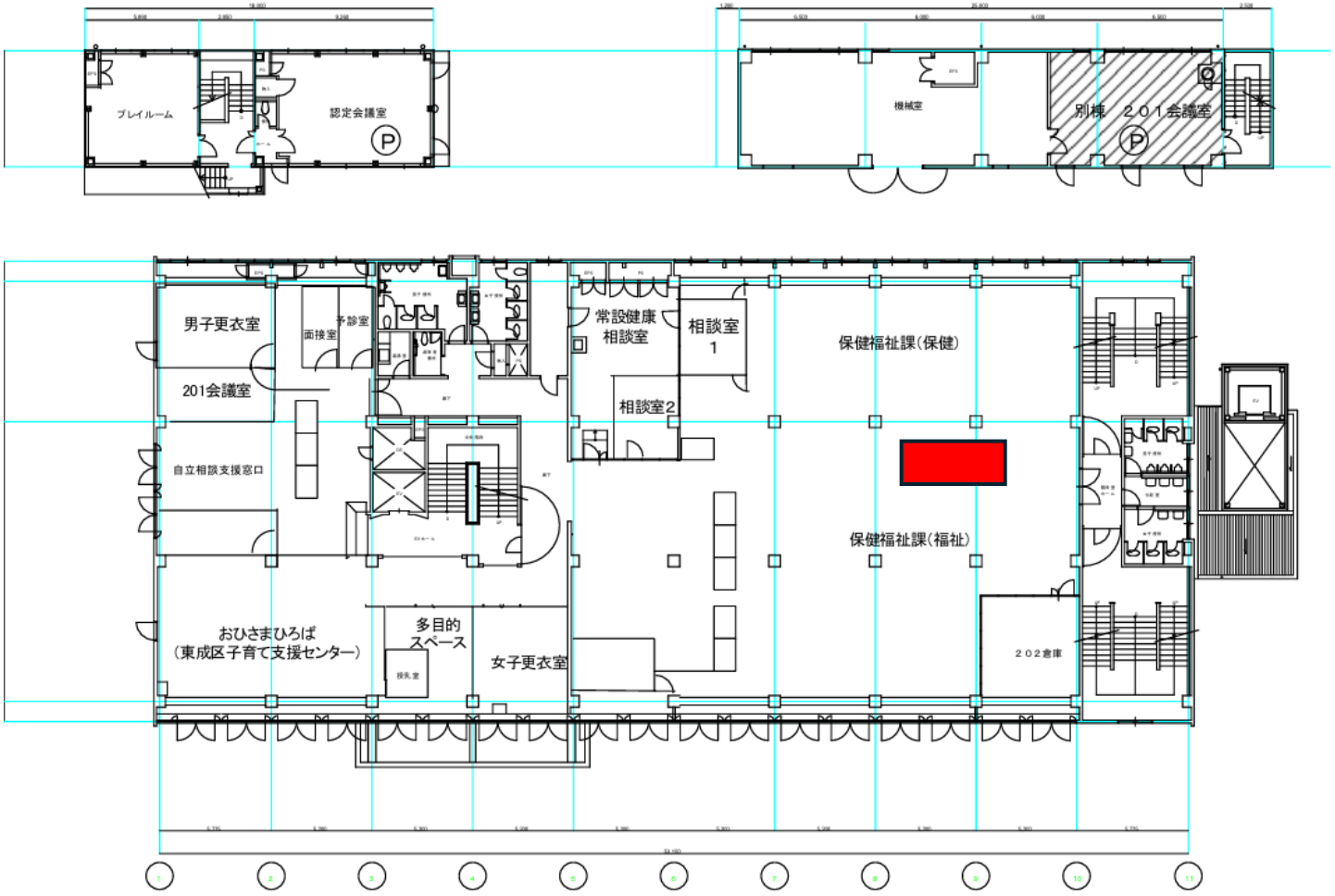
9　事業担当

東成区役所総務課　山崎・南

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号

電話　06-6977-9626

別紙


プレイルーム
認定会議室
機械室
別棟　２０１会議室
男子更衣室
予診室
面接室
201会議室
自立相談支援窓口
常設健康
相談室
相談室
1
相談室2
保健福祉課(保健)
保健福祉課(福祉)
おひさまひろば
(東成区子育て支援センター)
多目的
スペース
授乳室
女子更衣室
２０２倉庫

2階　平面図